



バリアフリー社会実現へ向けて

緊急自動車を運用される事業者の皆様へ

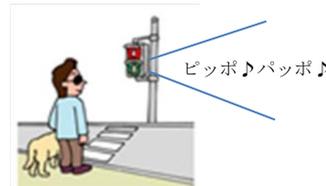
平成30年11月1日に、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）」が改正されました。

高齢の方や目や耳が不自由といった障がいをお持ちの方は、緊急自動車の通行に気づかない、気づきにくいことがありますので、緊急自動車を運行される事業者の方は、次の項目に注意して緊急走行を行うように、運転手や従業員の方に指導、教養をお願いします。

- 1 耳が不自由な方、お年寄り等耳が聞こえにくい方は、緊急自動車のサイレンに、気づかない、気づきにくいことを念頭に、優先意識を払拭し、特に道路横断中の歩行者や前方を同一方向に進行中の歩行者の側を通過するときは、歩行者の安全を第一に運転しましょう。



- 2 盲導犬を連れられている方、白杖を使用している方は、赤色灯に気づかない、気づきにくいことがありますので、確実に安全を確認したうえで、進行しましょう。



- 3 自転車を含む車両の運転手であっても、耳が不自由な方、お年寄り等耳が聞こえにくい方が運転していることがあることを念頭に、特に、交差点を赤信号で進行する場合には、徐行するなどして、他の車両の動静に注意し、安全を確保したうえで進行しましょう。

